



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2023.9月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス

代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]

所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ/TEL:03-6265-1686 FAX:03-6265-1132

ホームページ/https://legalplus.jp/

## 物流業界での働き方改善によって起こる2024年問題

今回は、2024年4月1日から、建設事業及び自動車運転者にも適用される時間外労働の上限規制（いわゆる2024年問題）についてQ&A形式で取り上げます。

Q

建設事業及び自動車運転者の時間外労働時間は、どのように規制されるのでしょうか

A 2019年4月以降、時間外労働の上限が罰則付きで規制されるようになりました。現在、建設事業及び自動車運転者には規制が猶予されていますが、2024年4月からは原則として月45時間、年360時間の時間外労働の上限規制が適用され、臨時的な特別な事情がなければ、これを超えることができなくなります。

Q

臨時的な特別な事情があり、労使で特別条項付36協定を締結した場合、時間外労働の上限はどういった内容になるのでしょうか

A 労使が特別条項付36協定を締結する場合でも、厳格な上限規制が設けられ、時間外労働は年720時間の上限となります。また、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6か月平均は全て1か月あたり80時間以内とする必要があります。さらに、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月が限度であるなど、細かく上限時間が定められています。

自動車運転者については、時間外労働時間は年960時間の上限となります。なお、自動車運転者には月100時間未満、2～6か月平均は全て1か月あたり80時間以内とする一般則の制限は適用されません。そのため、例えば、ある月に時間外労働が100時間に達したとしても他の月の時間外労働時間を削減するなどして年960時間を超えなければよいとされています。

以上のように、2024年4月1日からは、建設事業及び自動車運転者にも、時間外労働の上限規制が適用されることになり、罰則も設けられていますので、労働環境の見直しが迫られてい

ます。

Q

特別条項付36協定にあたり、企業としてどういった点に注意が必要でしょうか

A これまでの36協定では、時間外労働の上限に法的拘束力がなく、実質的には無制限に時間外労働が認められていました。

しかしながら、今後は、特別条項付36協定を締結した場合でも、罰則付きで上限が設けられます。そして、特別条項付36協定はあくまで、繁忙期や緊急時に例外的に労働時間の上限を引き上げることができるものです。すなわち、「当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合」（労基法第36条5項）に限られます。こうした、限度時間を超えた労働の必要性は、特別条項を適用する業務の種類ごとに、具体的な理由を記載しなければなりません。

以上のように、36協定の締結にあたっては、特別条項を適用するための条件が厳しくなり、具体的な理由の記載が必要となります。そのためには、過去に時間外労働が発生していた理由を明確化しておき、各業務における限度時間を超えた時間外労働が必要となる理由の記載に対応できるように準備しておくことが望ましいです。



【船橋法律事務所】

所属弁護士: 神津 竜平 (こうづ りゅうへい)

プロフィール

國學院大学法学部卒業、明治大学法科大学院修了後、弁護士登録（千葉県弁護士会）。主に、交通事故、労災事故、相続、離婚・不貞問題、中小企業法務（労務問題）を中心に、ベストな解決は如何なるものかを考え抜き、具体的の方針や見通しをお伝えした上で、ベストな解決を追求すべく活動を行う。趣味は旅行、釣り、好きな言葉は「人生一度きり」。

## 顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

## 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

## (オンライン対応) セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。



【受付】

TEL:03-6265-1686 (平日 9:30～18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30～18:00)

【東京法律事務所】 TEL:03-6265-1817

【柏法律事務所】 TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】 TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】 TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】 TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】 TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】 TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】 TEL:0299-85-3350

## 交通事故解決事例「壊れた車両に関する賠償について」

### 1 事案の概要

Xさんが片側一車線の道路をバイクで走行中、対向車線を走行してきた相手方車両がセンターラインを越えてXさんのバイクの側面に接触しました。Xさんはバイクを修理業者へ持っていきましたが、修理業者からは修理ができない状態であると言われました。なお、Xさんは、バイクの購入時に複数のオプション装備を付けていました。

### 2 車両の全損と請求可能額

修理が不可能である場合、または修理は可能であるが修理費用が車両時価と買替諸費用の合計額を上回る場合には、車両は全損と評価されます。前者の場合は物理的全損、後者の場合は経済的全損と呼び分けられます。車両が全損となった場合、相手方に請求できる金額は車両の時価額までです。経済的全損の場合、修理自体は可能ですが、修理費用全額を相手方に請求することはできません。

### 3 時価額の調べ方

では、全損となった場合に請求できる時価額とは、どのように決められるのでしょうか。主に、次のような方法があります。

まず、通称レッドブックと呼ばれる、オートガイド社が出版する「オートガイド自動車価格月報」を基準とする方法です。レッドブックには、中古車の小売価格などが車種、型式ごとに掲載されています。統一的な基準として信用性が高いとされ、保険会社も弁護士も必ず参照する資料です。

また、実際の中古車情報をインターネットで調査し、一定数のデータの平均をとる、といった方法も考えられます。レッドブックよりも高い金額となる場合もありますが、一般に保険会社は、より信用性が高いとしてレッドブックの金額を優先します。この方法によって算出した金額での支払いを求めるには、この金額の方がレッドブックよりも適正な金額であることを説明して説得する必要があります。

### 4 本件の経過

Xさんのバイクは、修理が不可能であるとして物理的全損とされました。相手方保険会社は、バイクの時価額として、レッドブックを根拠に約140万円を提示してきました。しかし、X

さんが付けたオプション装備を考慮すれば、時価額はもっと高く評価されるべきと考えられました。

そこで、Xさんのバイクと同車種、同型式で、Xさんが付けたものと同様のオプションが付いたバイクの中古車市場をインターネットで調査したところ、レッドブックの額を大きく上回る結果となりました。弁護士から相手方保険会社に調査報告を行うと同時に、レッドブックの金額はXさんのバイクに付いたオプションが一切考慮されておらず、適正な金額といえない旨を丁寧に説明したところ、最終的に約200万円がバイクの時価額として支払われることとなりました。

### 5 おわりに

交通事故と聞くと、怪我の治療などお体に関する問題に意識が向きがちですが、壊れた車両に関する賠償についても法律的な問題が多くございます。ご不明な点がございましたら、お気軽に弁護士にご相談ください。



【柏法律事務所】

所属弁護士：宇野 浩亮(うの こうすけ)

#### プロフィール

一橋大学法学部法律学科卒業、一橋大学法科大学院修了後、弁護士登録(千葉県弁護士会)。現在は柏法律事務所に所属し、主に、交通事故、労働事件、相続、離婚・不貞問題、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行い、ご依頼者様とのコミュニケーションを大切に、信頼される関係をしっかりと構築しながら解決に向けた活動を行う。好きな言葉は「一期一会」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。交通事故に関する相談件数は、千葉県を中心に年間700件以上の実績\*がございませす。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

※2022年1月1日～12月31日

### 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

## 新事務所開設のご案内

本年9月より「リーガルプラス上野法律事務所」を開設し、東京・千葉・茨城にて9事務所での体制となりました。引き続き、どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 【上野法律事務所】

《住所・連絡先》

〒110-0015

東京都台東区東上野2-10-10 協和ビル3階

TEL: 03-5834-3075

《所属弁護士》

小湊 敬祐 弁護士 ※柏法律事務所より異動



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817

【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350